

## 「東京都指定排水設備工事事業者」新規指定申請のご案内

東京都下水道条例により、排水設備の新設等の工事は、管理者の指定を受けた者でなければ施行してはならないとなっています。この指定を受けるための申請方法については、以下のとおりです。書類等に不備があると受付できませんので、手続の前によくお読みいただき、準備をお願いいたします。

### 指定を受けるための要件

指定を受けるためには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

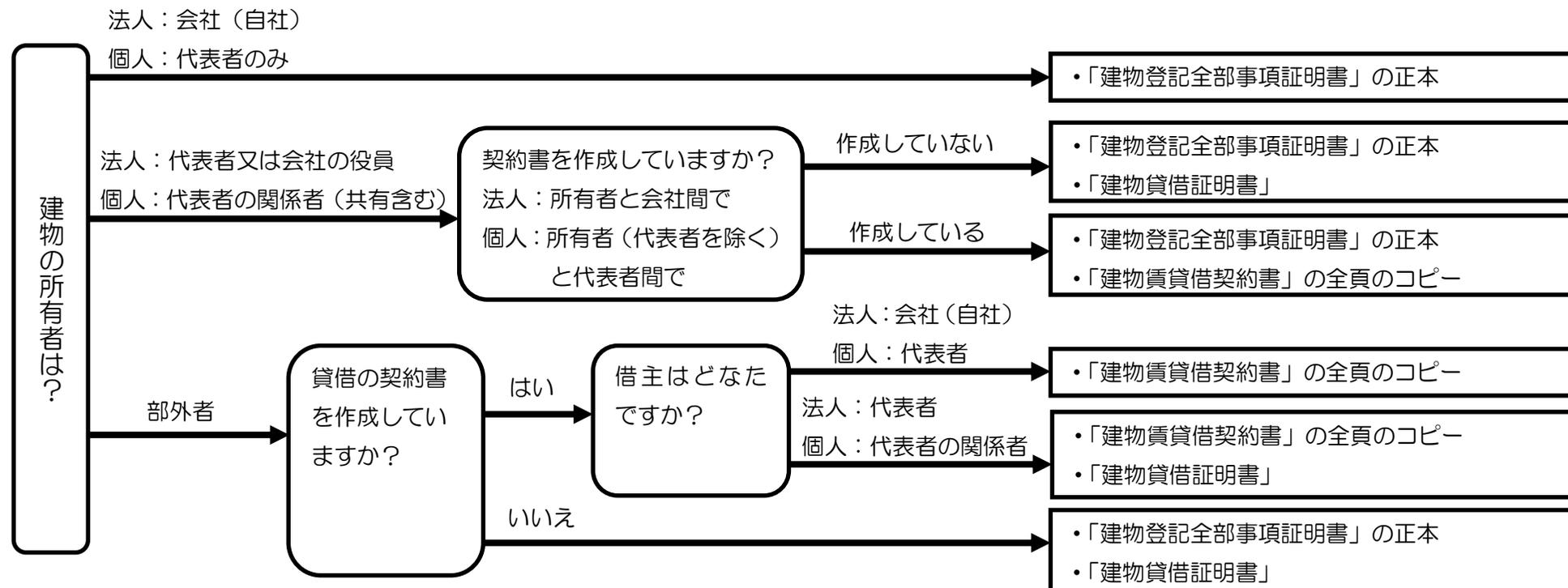
- ① 都の区域内に事業所があること。(条例第7条の3第1項第1号)
  - 東京都内に事業所（店舗）が存在することが必要です。
  - 本社（本店）が都内に無い場合でも、都内に事業所を設けていれば、事業所としての指定が可能です。
- ② 東京都に登録している責任技術者を、事業所ごとに1名以上専任させること。(条例7条の3第1項第2号)
  - 専任予定の方が東京都へ未登録の場合は、事前に登録申請を行ってください。
  - 「専任」とは、指定を受けようとする事業者の業務に専ら従事している状態のことをいい、非常勤（アルバイト、パートなど）や下請け等は含まれません。
- ③ 代表者が以下のいずれにも該当していないこと。(条例第7条の3第2項第1～4号)
  - (1) 成年被後見人または被保佐人
  - (2) 破産者であって復権を得ない者
  - (3) 条例の規定による届出がなされていない排水設備の新設等の工事を施行した者で、当該事実のあったときから2年を経過しない者
  - (4) 条例の規定により指定を取り消されてから2年を経過しない者

# 必要書類

必要書類	注意事項	法人	個人
① 東京都指定排水設備工事事業者指定申請書	様式はホームページからダウンロードできます。	○	○
② 商業登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全部事項証明書（謄本）の履歴事項証明書をご用意ください。</li> <li>• <b>直近3カ月以内</b>に発行されたもの。</li> <li>• 代表権がない方を代表者とする場合は、代表権を持つ方からの委任状が必要。（様式不問）</li> </ul>	○	
③ 直近の確定申告書Bのコピー	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 税務署の収受印が押印されていること。</li> <li>• <b>個人番号が表示されていないこと。（当該記載部分を隠してコピーしたものを提出してください。）</b></li> <li>• 事業開始直後でまだ確定申告を行っていない場合は、「事業開始等申告書（個人事業税）」のコピー又は「個人事業の開廃業等届出書」のコピーをご用意ください。</li> </ul>		○
④ 誓約書	様式はホームページからダウンロードできます。	○	○
⑤ 事業所の建物が都内に存在することの証明書類	<b>提出書類は、下記※1を参照ください。</b>	○	○
⑥ 専任する者全員の「排水設備工事責任技術資格者証」及び「排水設備工事責任技術者証」の原本及びコピー		○	○
⑦ 専任する者全員の雇用関係を証明するもの <b>※以下のいずれか1点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康保険証のコピー（会社名が記載のもの）</li> <li>● 住民税特別徴収税額の決定通知（特別徴収義務者用）のコピー（直近のもの）</li> <li>● 確定申告書Bのコピー又は所得税青色申告決算書のコピー（直近のもので<b>個人番号を隠してコピーしたもの</b>）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 代表者や役員を専任する場合にも証明が必要です。</li> <li>• 左記の書類が用意できない場合は、以下の2点両方をご用意ください。               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 直近1年分の従業員等全員分の源泉徴収簿（賃金台帳）のコピー</li> <li>● 直近1年分の所得税納付領収書のコピー</li> </ul> </li> </ul> ※いずれの書類も用意できない場合は、事前にご相談ください。	○	○

## ※1 事業所の建物が都内に存在することの証明書類

建物の所有形態によって、必要な書類が異なります。



### <書類についての注意>

建物登記全部事項証明書	発行3カ月以内の正本をお持ちください。取得方法などは法務局にご確認ください。 <b>※「一部事項証明書」では受付できませんのでご注意ください。</b>
建物貸借証明書	様式はホームページからダウンロードしてください。 建物を貸借していることの証明書です。必要事項を記入してください。 貸主：建物の所有者または賃借人 借主：法人の場合は会社、個人の場合は代表者
建物賃貸借契約書	申請時において有効な契約書の全頁のコピーをお持ちください。（当初契約期間が過ぎ、自動更新の場合は、現在の賃貸借が確認できる書類（家賃の振込票など）もご用意ください。）

## 受付のながれ

### ① 書類の審査

申請窓口で書類審査を行います。郵送では受付できませんので、申請窓口までお越しください。

### ② 申請手数料の納付

申請手数料 1件につき 10,300円

書類審査完了後、その場で手数料の納付書をお渡しします。庁舎内の金融機関で手数料を納付してください。  
納付が終わりましたら、もう一度申請窓口にお越しください。

### ③ 「東京都指定排水設備事業者証」交付式のご案内

申請窓口で手数料が納付済であることを確認いたします。  
確認後、事業者証交付式のご案内をお渡しします。

### ④ 受付完了

受付にかかる時間はおおむね15～30分程度です。(案件により異なります。)

## ◎申請受付場所

東京都下水道局施設管理部排水設備課 排水設備総合窓口  
新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 29階南側  
電話：03-5320-6582 (直通)  
※ 郵送での受付はできません。

## ◎受付時間

平日 9:00～11:30、13:00～14:30 (土日・祝祭日を除く)

## 指定事業者証の交付

申請受付時にご案内した日に、指定事業者証の交付式を行います。交付式の日が指定日となります。

指定日が近づきましたら、申請があった事業所所在地宛に、交付式会場や開始時刻等の詳細なご案内を郵送いたします。

### <指定日について>

毎月1回～2回、指定日を設定しています。

申請した時期によって異なりますが、申請日からおおむね2～6週間程度で指定となります。

詳しい日程については排水設備課にお問い合わせください。

- 交付式には必ず出席してください。開始時刻までにお越しいただけない場合は、指定日を次回以降に延期する場合があります。
- 交付式では排水設備工事の施行上の注意点等をご案内いたしますので、原則として専任の責任技術者の方がお越しください。

## 注意事項

- 指定は下水道管理者ごとに受ける必要があります。東京都の指定を受けた事業者は、東京都23区内での排水設備の新設等の工事を行うことはできますが、その他の地域で工事を行う場合は、別途その施行場所の下水道管理者の指定を受ける必要があります。
- 指定の有効期限は、指定を受けた日から4年を経過する日の属する年度の末日までです。有効期限を満了し、引続き指定を受けようとする場合は、指定の更新申請が必要です。